

地方公共団体の長の選挙におけるビラの頒布に係る
公職選挙法の改正について

1 地方公共団体の長の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布することができるものとする。

- (1) 都道府県知事の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 10万枚
(当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が1を超える場合には、その1を増すごとに、1万5千枚を10万枚に加えた数(その数が30万枚を超える場合には、30万枚))
- (2) 指定都市の長の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 7万枚
- (3) 指定都市以外の市の長の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1万6千枚
- (4) 町村長の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 5千枚

2 都道府県知事の選挙については都道府県は、市長の選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、1の(1)から(3)までのビラの作成について無料とすることができるものとする。

3 施行期日

平成19年3月22日から施行するものとする。

横浜市長選挙における選挙運動用ビラの公費負担 に係る条例の改正について

1 市長選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担（第6条）

供託物没収とならない場合に、一定の限度額の範囲内（第8条）で選挙運動用ビラを無料で作成できる。

※選挙運動用自動車やポスターの公費負担と同じ考え方

2 公費負担の手続き（第7条、第8条）

- ・候補者が、ビラ作成業者との間で契約締結し、市選管に届出。 （第7条）
- ・選管から候補者にビラの作成枚数についての確認書を交付。 （第8条）
- ・ビラ作成業者からの請求に基づき、市が費用を支払う。 （第8条）

※選挙運動用自動車やポスターの公費負担と同じ考え方

3 公費負担の額（第8条）

(1) 単価の限度額

ア 作成枚数が 50,000 枚以下の場合、

単価の限度額 = 7 円 3 0 銭

イ 作成枚数が 50,000 枚を超える場合は、

$$\text{単価の限度額} = \frac{365,000 \text{ 円} + 4 \text{ 円 } 8 \text{ 8 銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{作成枚数}}$$

(1 銭未満の端数は 1 銭とする)

(2) 公費負担の限度額 = 単価の限度額 × 作成枚数 (7 万枚を限度)

(例)

最大の 70,000 枚分を公費負担する場合、

$$\frac{365,000 \text{ 円} + 4 \text{ 円 } 8 \text{ 8 銭} \times (70,000 \text{ 枚} - 50,000 \text{ 枚})}{70,000 \text{ 枚}} = 6.61 \text{ 円} \quad (6.608 \dots \text{円})$$

となり

$$6.61 \text{ 円} \times 70,000 \text{ 枚} = 462,700 \text{ 円 (1 人あたり)}$$